

これは正本である。

令和 6 年 3 月 18 日

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

裁判所書記官 矢 敷 良 二



裁判官認印



### 第 6 回 期日調書 (和解)

事 件 の 表 示 令和 4 年 (借子) 第 9 号 (第 1 事件)  
令和 4 年 (借子) 第 10 号 (第 2 事件)  
令和 4 年 (借子) 第 11 号 (第 3 事件)  
令和 5 年 (借子) 第 6 号 (第 4 事件)

期 日 令和 6 年 3 月 14 日午後 2 時 30 分

場 所 等 東京地方裁判所立川支部民事第 4 部審問室  
(ウェブ会議 の方法による)

裁 判 官 西 理 香

裁 判 所 書 記 官 矢 敷 良 二

出頭した当事者等 第 1 事件乃至第 3 事件申立人兼第 4 事件相手方 (以下「申立人」という) 代理人 塩谷昌則  
(エルピス総合法律事務所)  
第 1 事件乃至第 3 事件相手方兼第 4 事件申立人 (以下「相手方」という) 代理人  
( 法律事務所)  
(通話者双方の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。)

指 定 期 日

### 手 続 の 要 領 等

当事者間に次のとおり和解成立

第 1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

第 2 申立ての表示

申立ての趣旨及び理由は、土地賃借権譲渡許可申立書 (第 1 事件)、増改築許可申立書 (第 2 事件) 及び令和 4 年 9 月 14 日付け訂正申立書 (第 2 事件)、借地条件変更申立事件 (第 3 事件)、令和 5 年 3 月 2 日付け訂正申立書 (第 1

事件乃至第3事件)、令和5年6月22日付け訂正申立書(第1事件乃至第3事件)、建物の譲受及び土地賃借権譲受・転借申立書(第4事件)各記載のとおりであるから、これらを引用する。

### 第3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 矢 敷 良



(別紙)

当事者目録

神奈川県横浜市

令和4年(借子)第9号(第1事件)申立人

令和4年(借子)第10号(第2事件)申立人

令和4年(借子)第11号(第3事件)申立人

令和5年(借子)第6号(第4事件)相手方

(以下「申立人」という)

上記代理人弁護士 塩谷昌則

東京都八王子市

令和4年(借子)第9号(第1事件)相手方

令和4年(借子)第10号(第2事件)相手方

令和4年(借子)第11号(第3事件)相手方

令和5年(借子)第6号(第4事件)申立人

(以下「相手方」という)

上記代理人弁護士

別 紙

和 解 条 項

- 1 申立人は、相手方に対し、本日、別紙物件目録記載1の土地（以下、「本件土地」という。）についての賃借権及び同目録記載2の建物（以下、「本件建物」という。）を代金4670万円で売り渡し、相手方はこれを買い受けた。
- 2 相手方は、申立人に対し、前項の売買代金を、令和6年3月末日限り、申立人が第3項の所有権移転登記手続をし、かつ、申立人から本件建物の明け渡しを受けるのと引き換えに、  
銀行 支店の「  
」( ) 名義  
の普通預金口座（口座番号 )に振り込んで支払う。但し、  
振込手数料は相手方の負担とする。
- 3 申立人は、相手方に対し、本件建物につき、令和6年3月末日限り、相手方から前項の売買代金の支払を受けるのと引き換えに、本日付け売買を原因とする所有権移転登記手続をする。但し、登記手続に要する費用は相手方の負担とする。
- 4 申立人は、相手方に対し、令和6年3月末日限り、相手方から第2項の売買代金の支払を受けるのと引き換えに、本件建物内に存する一切の動産類を収去して本件建物を明け渡す。
- 5 申立人は、本件建物明渡後、本件建物内に残置した動産類がある場合には、その所有権を放棄し、相手方において任意に処分することに異議を述べない。
- 6 相手方は、申立人に対し、令和6年4月1日から同年6月末日までの間の本件土地の支払済地代として、12万7500円の支払義務があることを認め、同金員を令和6年3月末日限り、第2項の口座に振り込んで支払う。但し、振込手数料は相手方の負担とする。

- 7 相手方は、申立人に対し、本件建物に対して賦課される公租・公課の相手方負担分（令和6年4月1日から同年12月末日までの間に相当する部分）として、金7082円（年額9,400円×275日/365日≒7,082円）の支払義務があることを認め、これを令和6年3月末日限り、第2項の口座に振り込んで支払う。但し、振込手数料は相手方の負担とする。
- 8 申立人は、その余の請求を放棄する。
- 9 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 10 手続費用は各自の負担とする。

以 上

別紙

物件目録

1 所在 八王子市  
地番  
地目 宅地  
地積  $m^2$

上記のうち別紙現況測量図のK13, K11, K10, Z12, K1  
3の各点を順次直線で結んで囲まれた範囲内の部分  $m^2$

2 所在 八王子市  
家屋番号  
種類 居宅  
構造 木造スレート瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建  
床面積 1階  $m^2$   
2階  $m^2$

以上

八王子市

の一部

求積表  
現況測量図(簡易測量) S = 1/250

| 地番<br>符号 | 幅<br>寸 | 長さ    | 積<br>算      | 合<br>計 | 地<br>積         |
|----------|--------|-------|-------------|--------|----------------|
| 1        | 20.239 | 8.250 | 166.971750  |        |                |
| a        | 20.239 | 3.639 | 73.649721   |        |                |
| ハ        | 15.385 | 3.032 | 46.673220   |        |                |
| ニ        | 14.871 | 6.850 | 101.866350  |        |                |
|          |        | 合計    | 392.167141  |        |                |
|          |        | 合計地積  | 196.0835705 |        | m <sup>2</sup> |

| 地番<br>符号 | 幅<br>寸 | 長さ    | 積<br>算      | 合<br>計 | 地<br>積         |
|----------|--------|-------|-------------|--------|----------------|
| 1        | 19.843 | 9.571 | 189.346353  |        |                |
| a        | 18.843 | 9.594 | 180.779742  |        |                |
|          |        | 合計    | 361.126095  |        |                |
|          |        | 合計地積  | 180.5630475 |        | m <sup>2</sup> |

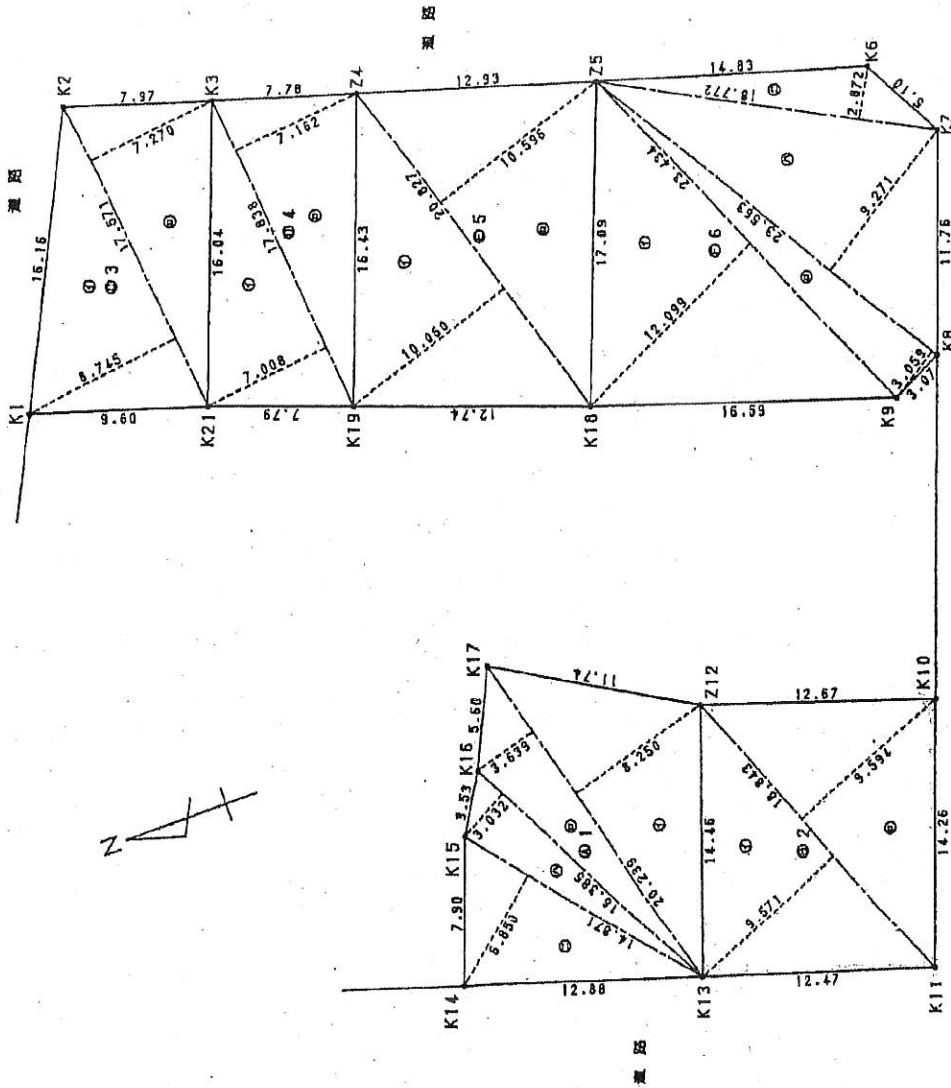
| 地番<br>符号 | 幅<br>寸 | 長さ    | 積<br>算      | 合<br>計 | 地<br>積         |
|----------|--------|-------|-------------|--------|----------------|
| 1        | 17.871 | 8.745 | 155.558395  |        |                |
| a        | 17.871 | 7.270 | 127.741170  |        |                |
|          |        | 合計    | 281.399565  |        |                |
|          |        | 合計地積  | 140.6997825 |        | m <sup>2</sup> |

| 地番<br>符号 | 幅<br>寸 | 長さ    | 積<br>算      | 合<br>計 | 地<br>積         |
|----------|--------|-------|-------------|--------|----------------|
| 1        | 17.838 | 7.008 | 125.008704  |        |                |
| a        | 17.838 | 7.162 | 127.755756  |        |                |
|          |        | 合計    | 252.764460  |        |                |
|          |        | 合計地積  | 126.3822300 |        | m <sup>2</sup> |

| 地番<br>符号 | 幅<br>寸 | 長さ     | 積<br>算      | 合<br>計 | 地<br>積         |
|----------|--------|--------|-------------|--------|----------------|
| 1        | 20.827 | 10.060 | 209.519620  |        |                |
| a        | 20.827 | 10.596 | 220.682832  |        |                |
|          |        | 合計     | 430.202452  |        |                |
|          |        | 合計地積   | 215.1012260 |        | m <sup>2</sup> |

| 地番<br>符号 | 幅<br>寸 | 長さ     | 積<br>算      | 合<br>計 | 地<br>積         |
|----------|--------|--------|-------------|--------|----------------|
| 1        | 23.434 | 12.089 | 283.527955  |        |                |
| a        | 23.563 | 3.953  | 72.079217   |        |                |
| ハ        | 23.563 | 9.271  | 218.452573  |        |                |
| ニ        | 18.772 | 2.972  | 53.913184   |        |                |
|          |        | 合計     | 627.972940  |        |                |
|          |        | 合計地積   | 313.9864760 |        | m <sup>2</sup> |

合計地積 1172.8163565 m<sup>2</sup>



東 距

東京測量院第32890号  
旭一級建築設計事務所  
代表取締役  
一級建築士  
徳島大田宮海峯56145号  
平成15年7月17日作成